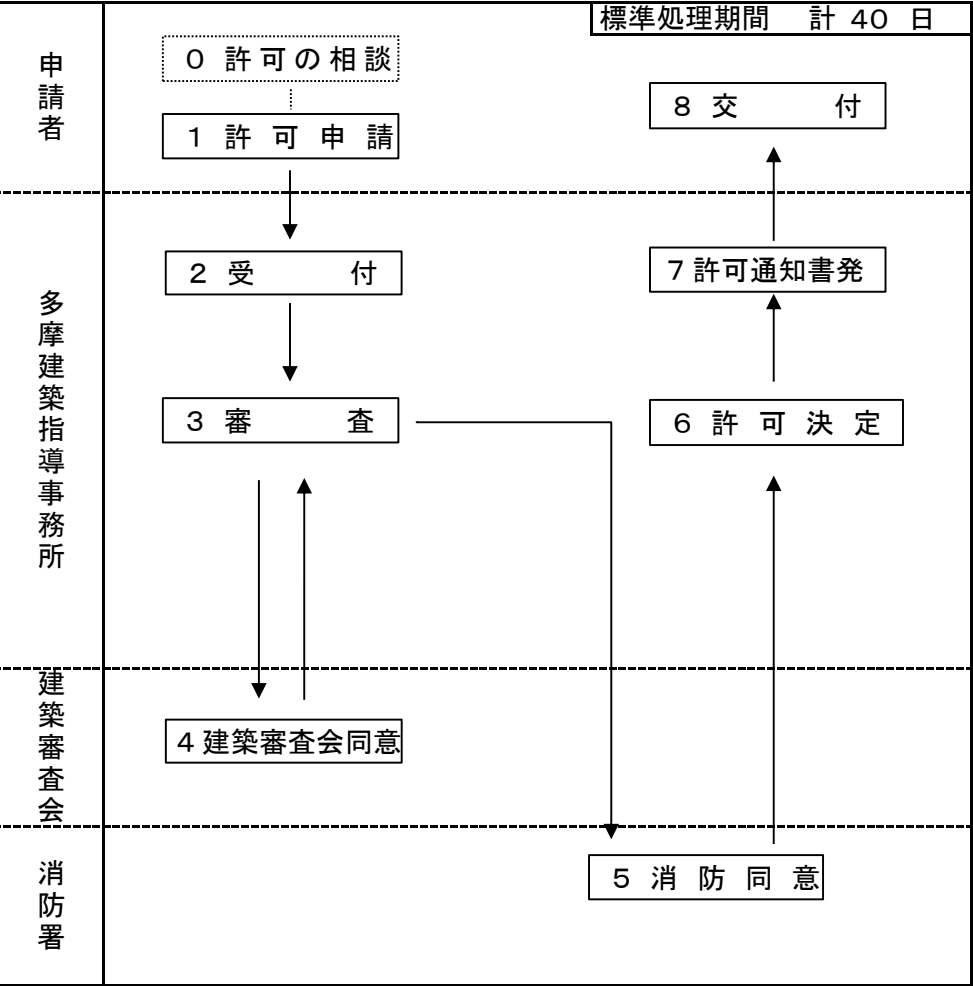


事務処理フロー図

事務名 無接道敷地の建築許可

作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話042-548-2044
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話042-313-3382、3384
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話0428-23-3423

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
0	許可の相談	法第43条第2項第2号に該当するか事前に相談を受けます。
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受付を行います。
3	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	建築審査会同意	許可することが妥当であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
5	消防同意	建築審査会の同意を得た建築計画について、許可相当と認めたときは所轄消防署長は同意を与えます。
6	許可決定	建築審査会及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行います。
7	許可通知書発行	許可通知書を発行します。
8	交付	申請者に対し許可通知書を交付します。